

東日本大震災後の岩手県沿岸部における 弁護士と法の役割

— 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査結果を交えて —

飯 考 行
瀧 上 明

はじめに

- I 岩手県沿岸部の被災と弁護士過疎の状況
- II 震災法律相談
- III 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査
- IV 震災後の弁護士と法の役割

おわりに

- 添付資料1 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査質問票
- 添付資料2-1 釜石地区仮設住宅アンケート結果集計表
- 添付資料2-2 大槌地区仮設住宅アンケート結果集計表
- 添付資料2-3 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート結果集計表（総合）

はじめに

2011年3月11日発生の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸部を中心に、地震、津波と原子力発電所事故により、未曾有の被害をもたらされた。しかし、被災地は、司法・弁護士過疎と称されてきた地域にあたり、法的対応に相応の困難を伴うことになった。本稿は、その二重の困難を伴う東日本大震災後の岩手県沿岸部における弁護士と法の役割を、現地ヒアリング調査と釜石・大槌地区仮設住宅を対象とした法的ニーズ等アンケート調査の結果にもとづいて、検討する¹。

I 岩手県沿岸部の被災と弁護士過疎の状況

2011年12月28日現在、東日本大震災による岩手県の死者・行方不明者は6,035人、家屋倒壊数は24,736棟である。同県内の市町村別には、前記の人的被害は陸前高田市で1,852人、家屋倒壊数は宮古市で4,675棟と最も甚大な被害があり、本稿収録のアンケート調査対象地の釜石市と大槌町では、それぞれ1,056人と1,307人、3,641棟と3,717棟に上る²。

震災後、倒壊や流出等により家屋や場合により財産を失った被災者の多くは、避難所等を経て、応急仮設住宅（以下、仮設住宅）へ移動するなどした³。釜石市の避難所および避難者数は、最大時の3月17日に63ヶ所9883人に達した⁴。仮設住宅は、岩手県で計13,984戸分が着工済みで、うち

釜石市は3,164戸分（50ヶ所）、大槌町は2,146戸分（48ヶ所）を占める（2011年8月30日現在）。原則2年間の入居期限付きの1DK、2DKまたは3Kの平屋建てプレハブ造りが主体で、その多くが公有、民有の空き地に急遽建てられた関係で、交通の便の良くない地域を含み、地区により居住者の出身町内会等が混在する。

仮設住宅の住民に対する支援は、法的な面でも困難をきたしている。その一因は、被災地にあたる東北地方太平洋沿岸地域が、司法・弁護士過疎地と重なることにある⁵。広大な岩手県沿岸部は、盛岡市から自動車でも2、3時間を要するが、弁護士のきわめて少ない地域として知られ、1990年代初頭を過ぎた時期は釜石市の鶴住居に1名のみであった⁶。また、司法そのものが過疎状態にあり、裁判所と検察庁の管轄は広く、入り組んでおり、盛岡地方裁判所の支部は、沿岸部は宮古支部のみで、久慈市、釜石市と大船渡市には簡易裁判所しかなく、地裁管轄は、それぞれ内陸部の二戸支部、遠野支部と一関支部に属する。裁判官、検察官はすべての支部に常駐するわけではなく、開廷日も限られる。

弁護士については、2000年代の司法制度改革の結果、増員が進んできた。岩手県の弁護士は、2001年4月に41名、10年を経て2011年4月に81名に倍増し⁷、同年末には92名に伸びたが、太平洋沿岸部は9名にとどまる（久慈市1名、宮古市4名、釜石市2名、大船渡市2名）。宮古市の1名を除けば、2000年代に司法・弁護士過疎対策として赴任した若手の任期付弁護士で、弁護士会支援によるひまわり基金法律事務所3ヶ所（久慈市、宮古市、釜石市に各1名）、法テラス司法過疎地域事務所1ヶ所（宮古市に2名）、弁護士法人支所1ヶ所（大船渡市に2名）で、釜石市の弁護士1名（瀧上）も釜石ひまわり基金法律事務所での勤務経験を持つ。比較的沿岸部にアクセス容易な内陸の遠野市にも、弁護士はひまわり基金法律事務所所属の2名しか常駐しない。

II 震災法律相談

1. 岩手弁護士会の対応⁸

岩手弁護士会では、震災3日後の3月14日に災害対策本部を設置し、会一丸となって被災者を支援すべく会員全員が本部員となり、3週間目より5チーム（法律相談、被災者支援、外部支援、岩手弁護士会ニュース、政策提言）編成を組んで対応にあたった。法律相談チームは後述の電話による法律相談の配置・管理や電話の集計や分析を、被災者支援チームは被災地の面接による法律相談の配置・調整・管理を、外部支援チームは被災地の面接相談に関する他会からの人員派遣の調整・管理を、岩手県弁護士会ニュースライターチームは岩手県弁護士会ニュースの発行を、政策提言チームは災害についての日弁連、国、自治体への提言の検討・作成を、それぞれ担当した。

法律相談は、同月22日より弁護士会事務所において既存2回線で電話を介して開始され、4月11日からフリーダイヤル3回線に代わった。被災地での法律相談は、同月28日より被災自治体の災害対策本部で行われ、同月30日より被災地の避難所での無料巡回法律相談も開始された。後者は、宮古、山田、大槌、釜石、陸前高田および大船渡の6地区のうちの1地区の4つの避難所を、毎日順次巡回する形で実施された。相談にあたる弁護士は毎日8名であった（岩手弁護士会のマンパワー

は限られるため、岩手県の弁護士は2名で、残りは他県（秋田県、青森県、北海道、近畿）の弁護士の派遣）。6月1日からは、避難所の被災者減少などを受けて、基本的に各平日に2地区での実施となり弁護士数が3名に減員された（人員供給先は近畿の分のみ東京に変更された）。被災地への移動を含む弁護士費用は、震災直後は、弁護士会からの法テラスへの申し出もあり法律扶助制度でまかなわれていたが、6月一杯でその運用はストップし、7月より岩手弁護士会の財源から支出されている。3月から9月末までの相談件数は⁹、各月で、電話相談は129、483、420、332、182、115、134、93件となっている。被災地相談は、4月からの各月で、871、516、259、159、101、110である。両相談とも減少傾向にあることが見てとれる。

日弁連では、岩手県の法律相談内容が分析され¹⁰、住宅ローンに関連する相談の再増加（7月15日に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」策定）、相続関係相談の「高止まり」（相続放棄の熟慮期間の伸張の法改正）、震災関連法令の相談が依然として高割合であること（初期は最大の関心事であった）などが特徴に挙げられている。被災者の関心事は、震災後に時期的変遷が見受けられる¹¹。震災直後は、緊急性のある、ないしはすぐに気がつく事項の相談が多い（通帳も印鑑もカードもないが預金を下ろせるか、土地の権利証をなくしたが権利はどうなるのか、手元の生活資金がないがどうしたらいいか、罹災証明とは何か、公共料金の支払いは必要か、生命保険・家や車の保険金は出るのかなど）。震災から1ヶ月前後は、行政による給付（主に生活再建支援金、災害弔慰金の支給について）、雇用関係（失業給付、雇用計画の存続など）、保険関係などで、もう少し後から、債務関係が現れ始める（住宅ローンを払っていないが大丈夫か、車のローンは残るのかなど）。震災後3ヶ月前の少し前になると、相続の問題が現れる（主に相続放棄の要否について）。

法律相談だけでなく受任処理案件の増加を想定して、陸前高田市に9月末に法律相談センターが設置され、2012年3月にひまわり基金法律事務所が新設される。山田町にも法律相談センターが開設されたほか、大槌町にも同センター設置が予定されたが場所がない問題もあり実現せず、自治体と連携しての週1回の法律相談にとどまったところ、2012年3月に法テラスの出張所が開設される。その他に、久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市でも被災地自治体の関わる法律相談の機会が提供された。

2. 沿岸部の弁護士の活動

上記の岩手弁護士会による被災地法律相談の一つの契機は、ガソリン不足の中、沿岸部の弁護士が近隣の避難所を回って主に震災法制を教示し、被災地に多くの法的ニーズがあり対応が求められることが弁護士会のML等で発信されたことにある。被災地法律相談自体についても、多くの被災地で地元の弁護士が担当に加わり、現地の法的ニーズへの迅速な対応に役割を果たしてきた。遠野ひまわり基金法律事務所の弁護士は、釜石市の災害対策本部での法律相談の経験から、兄弟姉妹に弔慰金が支給されない制度を疑問視し、弁護士会MLでの問題提起から法改正運動につながった。

宮古ひまわり基金法律事務所の小口弁護士は¹²、事務所で震災に遭い、3日後（3月14日）の夜の電気復旧後に震災の法的対応に関する情報収集をパソコンを通じて行い、市役所や金融機関に関

連法令を教示し、7日後（同月18日）から他の弁護士の反対を押し切って避難所相談を始めた。同月20日まで4ヶ所で2時間ずつ避難所相談を実施し、計45件の相談が寄せられたという。同弁護士へのインタビューによれば、被災地に定住する法律家の役割は法執行のバックアップ機能にあり、震災前後に自身が地域にいないければ、全壊認定戸数の減少（支援金・義捐金に影響）、初期復旧遅れ（支援金等の受給者への配布遅れ、避難所避難者数の減少遅れ、がれき撤去遅れ）、自殺者の増加、災害弔慰金支給不相当審査、義捐金配布トラブルの発生、相続放棄漏れが生じたであろう¹³。

釜石市の瀧上は、2006年11月より4年余り、釜石ひまわり基金法律事務所で初代所長を務めた後¹⁴、東京の事務所へ移動したものの、震災後に釜石に戻った。震災の日以来、岩手県の被災地だけでなく、宮城県・福島県の被災県や東京の避難所等に幾度となく足を運んだ結果、多くの被災者が重大な法的問題を抱えており、その解決のため法律家に重大な支援が求められていることを知り、自ら法律家として被災地にできることとして、釜石に新事務所を開設することを決めて、「震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所」とあらためて業務復帰したものである。瀧上は赤字覚悟で釜石市に戻ったが、後に日弁連で制度化された助成金を事務所運営の一助としている¹⁵。なお、海岸沿いの釜石市内中心街のビル2階にあった釜石ひまわり基金法律事務所は、2階天井付近まで浸水して移転を余儀なくされ、後任の佐藤弁護士が業務を行っている。

久慈市、他の宮古市の法テラス法律事務所の弁護士、大船渡市の弁護士法人（本拠は水沢市）の弁護士や¹⁶、遠野ひまわり基金法律事務所の弁護士も、無料法律相談を担当し、自治体との交渉などを行った。以上から、被災地＝弁護士過疎地の弁護士たちが、震災後、現地の法律相談等に奔走し、県内外の助力を得て、震災に対する法的対応の基軸を現場でなしていたことが分かる。

Ⅲ 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査

1. 調査方法

瀧上は、被災者が潜在的に問題を抱えている人が多いように見受けられるにもかかわらず、あまり事件として法律相談として顕在化しないことから、相談傾向を知りたいという思いで、独自のアンケート調査に踏み切った。質問票は、2011年8月19日から9月7日まで釜石市で、10月中旬に大槌町で、それぞれ配布された。回収期間は10月31日で、配布枚数はあわせて4000通（うち釜石市2500通、大槌町1500通）、うち返信888通（うち釜石市632通、大槌町256通、回収率22.2%）であった。質問票の入った封筒を仮設住宅の各戸にポスティングし（ポスティング作業は釜石消費生活センターや法科大学院学生ボランティアに依頼）、8月26日から9月14日にかけて、釜石ひまわり基金法律事務所の佐藤弁護士ならびに釜石市消費生活センターと協力して、釜石市内の66地区のすべてで巡回法律相談を行っている。10月18日から11月12日にかけては、大槌町の48地区すべてで同様に法律相談が実施された。

2. 結果の概要と分析¹⁷

釜石市と大槌町とで集計結果の大部分に差異が見られなかったため、以下では、まず最初に合計した集計結果（仮設住宅アンケート結果集計表（総合））をもとに検討を進める。

（1）高齢者が多い。しかも、独居ないし高齢者2人世帯（夫婦と思われる）が多い〔問1-3、1-4、1-5〕。近所づきあいがほとんど又は全くない人が、全体の4割強（40.9%）存在する。〔問1-6〕。この結果から、孤立化回避の方策が急務である。特に、冬に向けて孤独死等の危険が高くなると思われる。

（2）悪徳商法被害はほとんど見られない。

被害に遭ったことも、被害を聞いたことも無い人が96.8%にのぼる〔問3-1〕。もしかすると、アンケートの問いの文言に問題があったのかもしれないが、釜石消費生活センターにもこの種の相談はほとんど寄せられていないようなので、実際にもほとんど被害がないと思われる。

（3）借金がある人は、全体の33.8%〔問4-5の回答数÷返信数〕=300/888=0.3378〕。

なお、問4-3については、何の借金もない人が「b.残っていないまたはもともと無い」に丸をしている模様であり、問4-3の回答数は債務のある人の総数としては適切でない。

借金がある人の中で完済できそうにない人は、35.7%〔問4-6のbの回答数÷問4-5の回答数〕=107/300=0.3566〕。

借金があって完済できそうにない人の全体に対する割合は、12.0%〔問4-6のbの回答数÷返信数〕=107/888=0.1204〕。12.0%という数字を単純に見れば、岩手県の約1万4000戸の仮設住宅のうち、1680戸が該当することになる（ただし、1万4000戸は建設戸数であり、実際の入居戸数は1万3000戸程度とされている）。

債務整理案件の潜在的需要がかなり多いことが分かる。

（4）住宅ローンが残っている人は、全体の14.5%。（問4-3のaの回答数÷返信数）=129/888=0.1452〕。

住宅ローンが残っている人の中で、借金を完済できそうにない人は、45.7%〔問4-3をaと回答した中で、問4-6をbと回答した数の割合=59/129〕。これについては、釜石市と大槌町で顕著な差異が見られる（後に検討）。

住宅ローンが残っていて借金を完済できそうにない人の全体に対する割合は、6.6%〔59/888〕。これが、主として私的整理のガイドラインを利用する債務者と考えられる。

上記と同じように6.6%という数字を単純に見れば、岩手県の約1万4000戸の仮設住宅のうち、924戸が該当することになる。

（5）住宅ローンが残っている人の中で、私的整理のガイドラインを知っている人は23.2%〔問4-3をaと回答した中で、問4-7をa又はbと回答した数の割合=30/129〕。

住宅ローンが残っている人の中で、私的整理のガイドラインを利用したい人は68.2%〔問4-3をaと回答した中で、問4-7をa又はcと回答した数の割合=88/129〕。関心自体は高いが、知っている人は少ない。

なお、「知っている」人の中には名称だけ知っているような人も含まれていると考えられるの

で、内容まで理解している人はごくわずかと思われる。

(6) 弁護士に相談したい件がある人は、46.1% [(問5-3のa又はbの回答数÷問5-3の回答数=286/620=0.4612)]。

弁護士相談の潜在的需要はかなり高い。

(7) 弁護士アクセスの障害となる事項のトップスリーは、「費用が高い」が41.9%、「自分の周りに弁護士を利用したことのある人がいない」が18.2%、「敷居が高い」が19.3% [問5-4]。

お金がかかりそうだし、よくわからないし、近づきにくいイメージなので、利用しないという人が多いと思われる。まだまだ、弁護士が住民から縁遠い存在であることが分かる。また、自由記載欄にも重要な指摘があり、「どの程度の問題を相談して良いのかわからない」という声は、実際の現場でも良く聞かれることである。

(8) 相談したい件は、債務整理を除き、不動産関係（登記+所有権）、税金問題（税の軽減・免除）、高齢者問題（財産の管理、介護、医療、その他）、相続問題、借地借家などの問題が多い [問5-5]。

実際の仮設相談では、債務関係を除けば、相続、不動産の相談が多い。

税金については、何とか手元の現金を残せる方法がないかと考えている人が、漠然と丸をしているのではないか。実際の仮設相談で聞かれることはほとんどない。高齢者問題については、弁護士に相談するという発想がそもそもない人が多いと思われ、実際の仮設相談で聞かれることはほぼない。

(9) 釜石市と大槌町とで、特に差異が見られた点

以下の2点が注目される。

①住宅ローンが残っている人の中で、借金を完済できそうにない人は、釜石市で50.5%、大槌町で34.2% [(問4-3をaと回答した中で、問4-6をbと回答した数の割合は、釜石市は46/91、大槌町は13/38)]。

実に16.3%もの開きがある。この原因が何かは不明であるが、釜石市と大槌町は社会的・文化的・経済的に一体であるし、年齢構成や住民所得等から見た住民構成の違いもほとんどないので、地域差に起因するとは考えにくい。

推測であるが、この数字の開きはアンケートを採った時期的な違いに起因するものと思われる。つまり、アンケート票を配布した時期が、釜石ではH23.8.19~H23.9.7であるのに対し、大槌では10月中旬である。そして、当地でも震災後半年を過ぎた頃から銀行等の債権者が債務者に接触をし始めており、その結果として銀行など債権者主導のリスケジュールが進んでいるのではないかと、という推測である。

本アンケート結果のいくつかの点からも、この推測を補強するいくつかのデータがある。例えば、以下の通りである。

・ 全回答者数中で住宅ローンが残っている人の割合は、釜石でも大槌でも14%強であり、差異が見られないこと。つまり、大槌と釜石とで住宅ローンが残っている人の割合は変わらないが、大槌の方が完済出来そうという人が多い。

・ 住宅ローンが残っている人の中で、私的整理ガイドラインを「知っているが利用はしない」（問4-3をaと回答した人の中で問4-7をbと回答した人の割合）が、釜石では11%であることに
対し、大槌では24%に増えていること。

・ 借金がある人の中で借金を「全ての債権者に返済している」と回答した人の割合（問4-5
の回答者の中で問4-5をcと回答した人の割合）が、釜石では50.0%であるのに対し、大槌では
55.6%と多くなっていること（住宅ローンのある人の中での「全ての債権者に返済している」人の
割合は未集計）。

また、本アンケートの外でも、上記推測を補強する事実が見られる。例えば、以下の通りであ
る。

・ 私的整理ガイドラインの申立件数が非常に低調であり、また、裁判所への自己破産・個人再生
申立の件数も非常に減少している（盛岡地裁遠野支部（釜石大槌遠野を管轄）では、前年度比で半
数近くになっているようである）ことから、こうした手続以外の手段で債務整理が行われていると
見られること（もちろん、瀧上の事務所や近隣の事務所でも、債務整理の件数は非常に減少してい
る）。

・ 瀧上の仮設住宅巡回相談でも、釜石で行った際（8月終わり頃～9月半ば頃）では相談の中で
銀行等と住宅ローンのリスケジュールが行われた話は出てこなかったが、大槌で行った際（10月下
旬～現在）では、実際に住宅ローンのリスケジュールを行ったとか、地震保険で住宅ローンを払っ
たとかいった話が出てきていること。

以上の推測が当たっているものであれば、現実には多くの住宅ローン債務が銀行等債権者の主導
で整理されていることになり、また、今後もこの傾向が続くことが予想される。

当然であるが、債務者と銀行が相対の交渉で契約条件の変更を行う場合、私的整理ガイドライン
における登録専門家や自己破産・再生における裁判所といった第三者のチェックを経していないし、
住宅ローン債務者という一般消費者と銀行とでは交渉能力に格段の差があるので、整理内容が公平
なものとなっているのか疑問が生ずる。

実態の調査、及び、問題のある事案があれば弁護士等が是正に関与することが重要になると考え
られる。

②「弁護士に法律相談や事件処理を依頼することについて障害となるもの」について、「事務所の
場所が遠い」と答えた人の割合が、釜石では8.7%であるのに対し、大槌では17.5%と倍増している
〔問5-4の回答者の中で、dと回答した数の割合〕。

瀧上の事務所から、大槌町の最も近い仮設住宅でも約20km離れている。釜石ひまわりの事務所
も、瀧上の事務所のすぐそばなので、ほぼ同様である。

大槌町の仮設から瀧上の事務所までは、自家用車が無ければバスを乗り継いで来なければならない
ので、相談に来るだけで半日ないし1日仕事になる。これでは、特に高齢者が法律事務所に気軽に
相談に行くことは不可能である。

この点、近日中に大槌町に法テラスの事務所が出来るそうであるから、状況が改善するか否かが
注目される。

IV 震災後の弁護士と法の役割

岩手県沿岸部における住民の法的ニーズ等に関する先行研究には、釜石住民の法律問題経験および相談行動に関するアンケートおよびインタビューを含む佐藤岩夫による調査分析がある¹⁸。同調査では、2006年に釜石市民1,000人を対象に自身または生計を同一にする家族の最近5年間の何らかのトラブル経験の有無と内容を尋ねており、経験者の比率は3分の1以上（有効回答者706名中261人、37.0%）で、全国調査（平均36.5%）と大きく違いのない結果が示されている。専門の機関・専門家に相談した比率も釜石市と全国でともに3割弱でほとんど変わらないところ、自治体法律相談と弁護士・弁護士事務所の利用はそれぞれ11人と7人の計7.9%で（複数回答可）、ケース数の少なさをゆえ確定的なことは言えないものの、全国調査に比して弁護士・弁護士事務所の利用されるトラブルは家族・親類、事故・犯罪、行政のカテゴリーに限定されており、弁護士の数が少ないため弁護士への相談が普及していない解釈も残されていた¹⁹。

東日本大震災後の2011年夏にも、佐藤を中心とする被災住民アンケート調査が釜石市で実施されている²⁰。仮設住宅入居者は有効回答者の3分の2程度（67.5%）である。世帯人員数は1人（20.9%）と2人（37.1%）を合わせて半数を越え、世帯主年齢は60歳以上が6割程度（60.9%）で、高齢化した小規模な世帯が主流を占めている。回答世帯の9割近くは住宅の全壊（80.7%）または大規模半壊（9.3%）の被害を受けており、また約半数が土地被害を受けている。4割以上の世帯に何らかの債務があり、うち住宅ローンの残債世帯が18.0%である。再建にあたっての不安についても、収入安定の目途が立たない（37.5%）、再建の手持ち資金がない（54.8%）、再建資金を借りるあてがない（26.3%）、以前の住宅ローンが残っている（14.7%）という回答が見られる。

瀧上調査は、対象者が仮設住宅入居者に限定され、回答者は世帯主かどうか明示されておらず、対象地域に大槌町が含まれ、回収率が若干低いため、比較に留意を要する。釜石市の回答に限れば、60歳以上は61.5%、1人世帯（26.8%）と2人世帯（42.3%）を合わせて3分の2を越えており、仮設住宅入居条件から住宅を全壊または流出した入居者が大部分を占めると見られ、住宅ローンの残債世帯の割合についても（14.5%）、佐藤調査とほぼ類似の結果と言えよう。

瀧上調査には、佐藤調査にない設問がいくつかある。その一つは、仮設住宅での生活や満足度に関する設問である（問1-6、問2-1、2-2）。近所付き合いは、大槌町でやや多く、釜石市と総合すると6割程度が肯定している。他方、仮設住宅の満足度は、釜石市に肯定方向の回答が若干多い（「とてもよい・よい」が釜石市で22.5%、大槌町で18.5%、「悪い・とても悪い」が各32.5%、35.3%）。両市・町で同様のプレハブ式仮設住宅と思われ、評価の分かれる理由は自由記載欄でも判然としないが、できるだけ快適な生活を送ることのできるよう可能な限りの改善が試みられるべきであろう。

第二は、法律相談の実施方法に関する設問である（問5-1、5-2）。仮設住宅での無料法律相談の希望回数のうち、総合で10%を越えたのは、回答が多い順に、2回（20.3%）、3回（16.1%）、12回（15.7%）、6回（11.5%）、4回（11.3%）であった。4回までの希望で半数を

越えるものの、法律相談の機会自体がより多く提供されることは望ましいと考えられていることがうかがわれる。実施時期については、土日を望む声が半数以上から出されており、弁護士の側の負担が問題にならなければ、試行の価値があるものと考えられる。

第三は、弁護士バリアに関する問5-3、5-4である。Ⅲで指摘されていたように、有効回答数のうち、「相談予定はない」53.7%を除いたおよそ半数は、弁護士に相談したい何らかの案件を抱えていることになる。ただし、希望する相談料については、無料と有料で差が開いている。この点は、弁護士への事件依頼の障害で「費用が高い」が次の選択肢の2倍程度あることからもうかがわれる。回答者は仮設住宅入居者で震災被害に突然遭い十分な資力を持たないことも関わるかもしれない。

弁護士バリアで「費用が高い」以外に10%を越えるのは、「敷居が高い」「自分の周りに弁護士を利用した人がいない」「事務所の場所が遠い」の順である。これまで費用、距離、心理、情報の4つが司法のバリアと称されてきたが²¹、いずれも関連しうる選択肢で、震災対応とともに、司法アクセスの向上が急務であることが分かる。自ら弁護士に相談した経験がほとんどなく、身近に弁護士を利用した人もおらず、弁護士にいくら払えばよいのか分からず、そもそも何を相談してよいのか、どのような困りごとへの対応であれば弁護士の仕事、法律問題なのか分からない、どこに事務所があるのか分からないし、分かっても遠くにあるので行きにくい、交通費がかかる、分からないことばかりで敷居が高い、といった曖昧模糊とした悪循環が生まれているように見受けられる。問5-4自由記載欄の、「事務所の場所がわからない」「費用がわからない」「どの程度の問題を相談して良いかわからない」「相談しても解決しない件のような気がする」「相談するほどの事が今のところ無い」などの記述は、「わからなさ」連なりから生まれる漠然とした不安を感じさせる。

前記のように、「どの程度の問題を相談して良いかわからない」という声が現場でも良く聞かれると、瀧上は述懐している。また、瀧上によれば、震災相談を担当した際に、避難所の片隅のブースに座っていても相談者が来ないので、自分から避難所の人々の中に入って一人一人を巡回し、雑談に近い会話を交わす中に、被災者が意識していない法律問題が隠れていたことがあり、また従来の「待ちの姿勢」を自ら問い直すきっかけになった。そのような弁護士から住民に手を差し伸べるアウトリーチの延長線上に、岩手弁護士会では、瀧上、小口弁護士を中心に、相談を希望する住民の家に向く出前相談の試みに着手しつつある。岩手県沿岸部には弁護士の絶対数が少ない中で、弁護士個人々の自助努力に期待することには限界もあろうが、震災を契機にできるだけバリアを減らす取り組みが重ねられることは望ましいものと思われる。

司法・弁護士過疎は、平時から望ましい状態ではないが、災害直後の緊急対応を要する時期や、災害後の生活再建時にも望ましくないことは言うまでもない。東日本大震災後、震災法制の教示とその適正な執行サポートの点で、被災地の弁護士は役割を果たしたが、その後は2011年末にいたるまで、法律相談や受任の件数はさほど伸びず、かえって減少傾向にある。瀧上および佐藤調査の結果で明らかにされた通り、負債を抱える被災者は一定数存在し、義援金、被災者生活再建支援金が被災者の手元にあり、借金の露骨な取り立ても控えられている、いわば小康状態を過ぎれば、弁護

士需要は高まることも予想される。

災害復興時において、法律相談と訴訟提起などを行う弁護士については法の役割には一定の限界がありうる。しかし、平時から司法、弁護士アクセスのバリアが取り除かれた状態にあり、さらに弁護士が地方自治体を含むより幅広い職域で活動できる状態が実現できていれば、震災法律相談の件数は多く、被災者の救済に実効的な助言、代理、法執行や、地域や都市の復興プランへの参画なども、さらに質量ともに拡充したかたちで実践可能であったのではなかろうか。未曾有の災害への法的対応は、全国の弁護士等の手を借りながらも、司法・弁護士過疎地で、弁護士法の掲げる「基本的人権の擁護と社会正義の実現」の原点に還って実践された。岩手県沿岸部の弁護士数は2011年末現在で10指に満たないが、仮に10年前に震災が起こっていたら2名しかおらず、被災地の法的対応は今回よりも立ち遅れていたことは疑いない。その意味で、平時からの備えとして、司法・弁護士過疎対策が行われていたことは陰ながら意味を持った。不幸にして司法・弁護士過疎地で生じた災害を、引き続き、震災と復興における弁護士と法の役割を考え直す縁へと転化していくことができれば、せめてもの幸いであろう。

おわりに

以上で、東日本大震災後の岩手県沿岸部における法的ニーズと対応を、現地ヒアリング調査と釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査の結果にもとづいて論じてきた。Iで、岩手県沿岸部の被災と弁護士過疎の状況を概観した。主に津波により死者、行方不明者、家屋の損壊や流出が生じ、被災を受けた太平洋沿岸部が司法・弁護士過疎と称されてきた地域にまさにあたることを記した。次にIIで、震災法律相談の件数の推移と内訳を、岩手弁護士会の対応と、沿岸部の弁護士の活動から、データとヒアリング調査結果にもとづいてまとめた。IIIでは、瀧上による釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査について、調査手法と概要紹介、分析を行った。最後にIVで、先行調査研究を踏まえて、瀧上調査結果の中で、仮設住宅への満足度、法律相談実施のあり方と弁護士バリアをめぐる問題を論じた。

本稿では、未曾有の災害後の法的対応が司法・弁護士過疎地で迫られたという、東日本大震災後の二重の困難をテーマに、震災後の弁護士と法の役割を考察した。岩手県沿岸部の司法・弁護士過疎は、震災間もない時期を除いて法律相談件数が落ち着きを見せていることもあり、医療過疎に比して、幸か不幸かさほど問題視されていない。しかし、瀧上調査結果に見られるように、被災者の潜在的な法的ニーズに応答しうるよう、東日本大震災を契機に、弁護士と業務は質量ともに一層の拡充がはかられるべきであると考えられる。

論述は、岩手県沿岸部の弁護士等ヒアリング調査と仮設住宅調査結果がベースで、法律相談利用者のヒアリング調査を行うまでにいたらず、他の被災地域、わけても原発損害賠償問題が焦眉の課題である福島県を視野に入れたものではなく、司法書士その他の隣接法律職種の役割にも触れられず、阪神・淡路大震災や中越地震との比較を行うこともかなわなかった。今後の課題としたい。

*本稿は、平成22-24年度科学研究費補助金若手研究（B）（課題番号22730002）、平成23-25年度科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号23243002）、平成23年度弘前大学学長指定重点研究「北リアスにおけるQOLを重視した災害復興政策研究－社会・経済・法的アプローチ」による成果の一部である。

文献

- 飯考行（2007）「北東北の弁護士業務と法的ニーズの間」法社会学67号91-108頁。
——（2009）「弁護士過疎地の市民事件における依頼者・弁護士関係と弁護士倫理」法社会学70号114-128頁。
——（2011）「ゼロ・ワン政策と司法過疎対策の現在」法学セミナー673号4-6頁。
小口幸人（2011a）「司法過疎地で被災者として、法律家として」法学セミナー680号50-51頁。
——（2011b）「被災自治体と弁護士の連携」NIBEN Frontier 2011年8月・9月合併号28-30頁。
『釜石市民の暮らしと復興についての意識調査』調査実施グループ（2011）「釜石市民の暮らしと復興についての意識調査第1次報告書（暫定集計結果）」（2011年9月22日付）。
川見哲一（2011）「緊急投稿・この未曾有の大災害に際して弁護士は何ができるか」ザ・ローヤーズ8巻5号54-57頁。
佐藤岩夫（2009）「地域住民のトラブル経験と相談・支援のネットワーク」東大社研他編『希望学3 希望をつなぐ－釜石からみた地域社会の未来』東京大学出版会3-50頁。
瀧上明（2009）「釜石での法的支援活動を振り返って」自由と正義60巻7号94-97頁。
——（2012）「弁護士像を考える－被災地での実務経験を通じて」法学セミナー685号23-26頁。
日本弁護士連合会編著（2011）『弁護士白書2011年版』。
藤原博（1996）「弁護士過疎地における日々」自由と正義47巻2号14-20頁。
山本和彦（2006）「総合法律支援の理念－民事司法の視点から」ジュリスト1305号8-15頁。

-
- ¹ 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査は、瀧上明（釜石市・震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所）により集計を含めて実施され、弁護士会の東日本大震災・弁護士情報交換ML（2011年12月11日時点で弁護士と弁護士会事務局員計2,322名（うち2,300名以上が弁護士）の参加する日本最大の震災関連の弁護士ML）に投稿されるとともに、関係者に配布された。同調査結果は、以前に震災後の法的対応調査のため瀧上を訪問した飯の下にも届けられ、資料的価値が大きいと見受けられたものの、他所での公表予定はないとのことで、飯より本紀要掲載を打診したところ、快諾を得られたため、ここに収録する次第である。現地ヒアリング調査は、飯により、2011年5月と8月に金子由芳教授（神戸大学）グループと、同年11月に村山真維教授（明治大学）グループと、共同で実施された。本稿は、Ⅲ2の執筆と添付資料のアンケート実施集計は瀧上により、他の部分の執筆は飯により、それぞれ担当された。
- ² 岩手県総務部総合防災室「東北地方太平洋沖地震に係る人的被害・建物被害状況一覧（平成23年12月27日17:00時点）」による。
- ³ 応急仮設住宅は、災害救助法23条1項1号に規定される都道府県知事の行う救助の一つである。入居基準は、同法23条3項にもとづいて、災害救助法施行令9条1項で「救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める」と規定され、厚生労働大臣の基準として、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）2条2号イで、「住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得

ることができないものを収容するものであること」とされるが、釜石市および大槌町の場合は、入居基準として「居住する住宅が全壊（概ね一階天井まで浸水）または、流失の被害を受け、その住宅に住めなくなった方」「今回の災害において浸水した区域内にあって、床上浸水以上の被災を受け、その住宅に住めなくなった方」と広報され、入居者の選定にあたり「子供（中学生以下）がいる世帯」「身体障害者（1級、2級）がいる世帯」「75歳以上の方がいる世帯」が優先される。入居期間は、同条同号トで「応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること」となっており、建築基準法の当該条項によれば期限は最大2年3ヶ月以内であるが、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（2011年3月13日）の同年5月27日改正（同年6月1日公布）により、特定行政庁（建築基準法2条35号、建築主事を置く市町村の区域は当該市町村の長、その他の市町村の区域は都道府県知事）の許可を受けることでさらに1年を越えない期間の延長および再延長が可能となった。仮設住宅は、家賃は無料だが、電気、電話、ガス、水道、下水道料金は入居者の負担となる。

- ⁴ 釜石市災害対策本部「平成23年（2011年）東日本大震災被害状況について」（2011年7月1日付）1頁による。
- ⁵ 北東北の司法・弁護士過疎状況につき飯（2007）、過疎地の弁護士業務と倫理につき飯（2008）、司法・弁護士過疎対策の経過につき飯（2011）および日弁連ウェブサイト「あなたのまちに弁護士を～過疎偏在対策～」を参照（http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku.html（2012年1月4日最終訪問））。
- ⁶ 藤原博弁護士は、釜石市に事務所を構え、1990年代初頭に宮古市の弁護士が逝去した後、遠野、宮古両支部を活動エリアとする管内人口22万人に1人の弁護士であった。詳細は、藤原博（1996）参照。なお、藤原弁護士は、自宅兼事務所が東日本大震災で被災し盛岡市の法律事務所を連絡先としていることから、本稿では沿岸部の弁護士数に計上していない。
- ⁷ 日本弁護士連合会編著（2011）84-85頁による。
- ⁸ 岩手弁護士会災害対策本部「報告書」（平成23年7月12日付）にもとづく。同報告書をもとに教示いただいた本部長の石橋乙秀弁護士に感謝申し上げる。
- ⁹ 岩手弁護士会ヒアリング訪問時に受領した資料による。
- ¹⁰ 日本弁護士連合会東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部「東日本大震災無料法律相談情報分析結果（第3次分析／第3次分析追補版）」（平成23年11月）による。
- ¹¹ 2011年8月2日調査訪問時の瀧上の回答による。釜石で業務を再開した7月以前に、宮城、福島、東京の避難所に何度か相談に赴き、他の弁護士から得た情報も総合した結果である。
- ¹² 震災直後の活動につき、小口（2011a、2011b）参照。
- ¹³ 2011年11月12日調査訪問時の小口弁護士の回答による。
- ¹⁴ 瀧上のひまわり基金法律事務所時代の活動概要は、瀧上（2009）参照。震災前の同事務所の業務内訳は（2011年8月2日調査訪問時の回答による）、件数上、債務整理事件80%、その他の民事事件（家事事件（離婚事件が多い）、その他多い順に、不動産（賃貸借、所有関係、登記）、相隣関係、債権債務（多くが貸金）、損害賠償請求（交通事故含む）、その他）15%、刑事事件5%であった。手持ち事件数は、ピークの2008年前半頃は200件を超えたが、2010年の初頃は100件前後に落ち着いていた。
- ¹⁵ 2011年9月15日の日弁連理事会において、東日本大震災の被災地における法的需要に的確に対応し、被災地の復興及び被災者の生活再建を促進するために、当該地域に設置されている法律事務所執務する弁護士を新たに雇用する等した場合に、補助金を支給する制度の創設が承認された。対象地域は岩手県、宮城県、福島県で、一時金100万円と月額給付金が2年間を限度として月額20万円が支給される（日弁連新聞453号（2011）記事による）。瀧上の震災後の活動は、瀧上（2012）参照。
- ¹⁶ 川見（2011）参照。
- ¹⁷ 以下は、瀧上によりアンケート調査結果とあわせ配布された分析（2011年11月16日付）を転載したものである（書式整序の関係で形式と文言は部分的に修正している）。
- ¹⁸ 佐藤（2009）参照。
- ¹⁹ 同上29頁参照。
- ²⁰ 「釜石市民の暮らしと復興についての意識調査」の名称で、2011年7月末から8月上旬にかけて、釜石市に居住する被災世帯3985世帯を対象に実施された（回収数1658票、回収率41.6%）。本稿の記述は『釜石市民の暮らしと復興についての意識調査』調査実施グループ（2011）に依拠する。
- ²¹ 山本和彦（2006）参照。

(添付資料1) 釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査質問票

仮設住宅に入居された皆さんへ

このアンケートは、釜石市消費生活センターと釜石市内の法律事務所が、皆さんの状況を知ることにより、今後皆さんに役立つ情報を提供したり、皆さんが抱えておられる問題の解決に役立てるために行います。

このアンケートの結果は、釜石市・大槌町などの公的機関及び弁護士会による仮設住宅支援以外の目的で使用されることはありませんので、安心してお答え下さい。

(※ a、b、c・・・は○で囲み、かっこ内は文字を書き込んで下さい)

問1. あなたについて

問1-1. あなたが入居している仮設住宅は

(a.釜石市内 b.大槌町内)

問1-2. あなたの性別は

(a.男 b.女)

問1-3. あなたの年齢は

(a.20歳未満 b.20～39歳 c.40～59歳 d.60～79歳 e.80歳以上)

問1-4. 同居者は何人ですか

(a.自分1人 b.2人 c.3人 d.4人以上)

問1-5. 同居している方の年代は

(a.20歳未満()人 b.20～39歳()人 c.40～59歳()人
d.60～79歳()人 e.80歳以上()人)

問1-6. 現在お住まいの仮設住宅のご近所の方とは

(a.付き合いがある b.ほとんどまたは全く無い)

問2. 行政に対する意見について

問2-1. 仮設住宅の満足度は

(a.とてもよい b.よい c.普通 d.悪い e.とても悪い)

問2-2. どのようなところが良い(または悪い)ですか

()

問2-3. 行政の制度で、知りたいことは何ですか(※複数回答可)

(a.生活再建支援金の加算支援金 b.義援金 c.弔慰金
d.その他())

問3. 悪徳商法などの被害について

問3-1. 震災後、悪徳商法などの被害はありますか

(a.私が被害にあった b.他の人の被害を聞いた c.どちらも無し)

問3-2. どのような被害ですか

()

問3-3. (問3-1でa.と答えた方へ) その後どうしましたか(※複数回答可)

(a. 公的機関に相談 b.法律専門家に相談 c.自力で交渉 d.その他のことをした() e.特に何もしていない)

問4. 借金について(借金のある方のみご記入下さい)

問4-1. 主な借入先は(※複数回答可)

- (a.銀行や信金 b.公庫 c.漁協や農協 d.その他 ())
- 問 4-2. あなたの世帯の借金の合計額は
(a.100万円以下 b.100万円台 c.200万円台 d.300万円以上)
- 問 4-3. 住宅ローンが
(a.残っている b.残っていないまたはもともと無い)
- 問 4-4. あなたの世帯の月収の合計額は
(a.10万円未満 b.10～20万円台 c.30～40万円台 d.それ以上)
- 問 4-5. 現在、借金を返済をしていますか
(a.全ての債権者に返済していない b.一部の債権者に返済している
c.全ての債権者に返済している)
- 問 4-6. 今後も返済を続けられそうですか
(a.全部を自力で完済できそう b.自力で完済できそうにない)
- 問 4-7. 個人向け私的整理のガイドライン (8月22日から実施)を知っていますか
(a.知っているし利用したい b.知っているが利用はしない c.知らない
が内容によっては利用したい d.知らないし利用もしない)
- 問 5. その他
- 問 5-1. 今年8月下旬から10月初めころまでにかけて、釜石大槌地区の仮設住宅
で弁護士が無料巡回法律相談をします。このような相談はどの程度あればい
いと思いますか。
(1年に () 回程度)
- 問 5-2. こうした巡回法律相談は、いつ実施するのがいいですか
(a.平日昼間 b.平日夕方 c.土曜日曜日 d.その他 ())
- 問 5-3. 法律事務所での法律相談については
(a.無料なら相談したい件がある b.有料でも相談したい件がある
c.相談予定は無い)
- 問 5-4. 弁護士に法律相談や事件処理を依頼することについて障害となるものは
ありますか (※複数回答可)
(a.費用が高い b.敷居が高い c.世間体が悪い d.事務所の場所が遠い
e.自分の周りに弁護士を利用したことのある人がいない
f.自分で問題を解決したい g.その他 ())
- 問 5-5. 弁護士などの専門家に聞きたいことはありますか (※複数回答可)
(住宅問題 (a.借地 b.借家 c.その他 ()) d.相続問題
e.離婚問題 不動産問題 (f.登記 g.所有権 h.その他 ())
税金問題 (i.税の軽減や免除 j.その他 ())
k.事業に関する問題 l.女性特有の問題 高齢者問題 (m.財産の管理
n.介護 o.医療 p.その他 ()) q.障がい者問題
r.その他の分野の問題 ())
- 問 5-6. 現在、特に困りのことがあれば、法律問題に限らず、何でもお書き下
さい。
()

ご回答ありがとうございました。この用紙は、封筒に入れてそのままポストに
投函して下さい (切手は不要です)。

このアンケートに関する連絡先
→震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所 (0193-55-4501)

【問1】あなたについて

| | | | | |
|-------|-----------------|---------------|-----|--------|
| 問1-1. | あなたが入居している仮設住宅は | a.釜石 | 632 | 100.0% |
| | | b.大槌 | 0 | 0.0% |
| | | 合計 | 632 | 100.0% |
| 問1-2. | あなたの性別は | a.男性 | 315 | 50.2% |
| | | b.女性 | 312 | 49.8% |
| | | 合計 | 627 | 100.0% |
| 問1-3. | あなたの年齢は | a.20歳未満 | 1 | 0.2% |
| | | b.20～39歳 | 37 | 5.9% |
| | | c.40～59歳 | 205 | 32.5% |
| | | d.60～79歳 | 351 | 55.8% |
| | | e.80歳以上 | 37 | 5.9% |
| | | 合計 | 631 | 100.0% |
| 問1-4. | 同居者は何人ですか | a.自分1人 | 169 | 26.8% |
| | | b.2人 | 267 | 42.3% |
| | | c.3人 | 98 | 15.5% |
| | | d.4人以上 | 97 | 15.4% |
| | | 合計 | 631 | 100.0% |
| 問1-5. | 同居している方の年代は | a.20歳未満 | 177 | 20.8% |
| | | b.20～39歳 | 122 | 14.4% |
| | | c.40～59歳 | 215 | 25.3% |
| | | d.60～79歳 | 274 | 32.2% |
| | | e.80歳以上 | 62 | 7.3% |
| | | 合計 | 850 | 100.0% |
| 問1-6. | 近所付き合い | a.付き合いがある | 357 | 58.1% |
| | | b.ほとんどまたは全く無い | 257 | 41.9% |
| | | 合計 | 614 | 100.0% |

【問2】行政に対する意見について

| | | | | |
|-------|-----------|---------|-----|--------|
| 問2-1. | 仮設住宅の満足度は | a.とてもよい | 27 | 4.4% |
| | | b.よい | 111 | 18.1% |
| | | c.普通 | 276 | 45.0% |
| | | d.悪い | 163 | 26.6% |
| | | e.とても悪い | 36 | 5.9% |
| | | 合計 | 613 | 100.0% |

問2-2. どういうところが良い(または悪い)ですか

【良い点】※主な意見

- ・商店や病院が近い。環境も良い。
- ・家電製品・設備等が整っている。
- ・入居者同士の交流がある。まわりに知り合いがいる。
- ・一般住宅と同じくらい良い作り。
- ・困っている所に対する対応が適切で早い。
- ・生活基盤を確保できたこと。
- ・プライバシーが守られている。

【悪い点】※主な意見・要望

- ・人数に対して部屋が狭い。1人でも2部屋欲しい。
- ・キッチンが狭くて使いづらい。外で使える水道が欲しい。
- ・洗濯干し場が狭い。
- ・住宅までの道路を整備して欲しい。街灯が暗い。
- ・他の仮設との差がありすぎる。
- ・軒が短く、雨が降ると玄関に入ってくる。
- ・間取りが悪く、エアコンの通りが悪い。室内の日当たりが悪い。部屋の窓が小さく風通しが悪い。
- ・子供やペットが居る世帯は同じ棟にまとめて欲しかった。
- ・隣との壁が薄く声が聞こえとても気になる。
- ・皆で集まって話し合える場所が無い
- ・買い物や通院が不便。
- ・まわりに同じ地区の人がいない。
- ・内装が雑。隙間だらけのため虫等が入ってくる。
- ・結露、湿気によるカビがひどい。
- ・障害者がいるので段差があったり手摺りがなかったり使用しづらい。
- ・台所に窓が無く、ドアを閉めると真っ暗になる。
- ・歩くと床がきしんでうるさい。
- ・連絡しても対応が悪い。
- ・洗面台が欲しい。食器棚が小さい。下足箱が必要。
- ・最初に仮設に入れた人はいろいろな面(電化製品の支給など)で得。
- ・対象に該当しない人が先に仮設やアパートに入れているのはおかしい。
- ・狭い1DKではなく1Kだった。
- ・狭い(1日いることは不可能)花壇や畑いじりがしたい。
- ・がれき運搬のダンプが1日中走行。ホコリと道路が狭く危険である。
- ・外は全部鉄板、内も一部鉄板。天井は隙間だらけ。風呂も入りづらい。特にこれから冬が心配。
- ・仮設住宅団地の自治組織的なものがあつたほうが良いと思う。
- ・汚水のニオイがひどい。
- ・台所の調理台が無いので食事の支度が嫌になる。
- ・収納が少ない。物置が無い(灯油タンク、雪かき用具、冬タイヤ等)。

| | | | | |
|-------|------------------------------|-----------------|-----|--------|
| 問2-3. | 行政制度で知りたいことは何ですか (※複数回答可) | a.生活再建支援金の加算支援金 | 336 | 41.9% |
| | | b.養援金 | 270 | 33.7% |
| | | c.弔慰金 | 49 | 6.1% |
| | | d.その他 | 147 | 18.3% |
| | | 合計 | 802 | 100.0% |

【d.その他】※主な意見・要望

- ・今後の養援金、支援金の支給予定。配分について。
- ・3年以内に住宅建設のめどが立たない場合の支援金制度。

- ・店舗の再建に支援があるか。
- ・仮設の入居を延長して欲しい。又、公営住宅を建設して欲しい。
- ・住宅ローンについて。
- ・国、県、市の具体的再建案(建物、街作り)。
- ・支援物資を配給して欲しい(ストーフ、こたつ等)。
- ・支援物資を全体に配布できるようにして欲しい。
- ・義援金の配給について不満。
- ・被災者向けの行政制度(免除等)の手続き方法。
- ・被災した土地に住宅を再建できるか。
- ・寄せ集まった団地住人のコミュニティの早期確保。
- ・浸水地区の土地の利用や買い上げについて。
- ・国では義援金が集まっていると思うがいっこうに来ない。どこに行っているのでしょうか。
- ・個人債務者の私的整理ガイドラインに関する内容
- ・税の軽減免除

【問3】悪徳商法などの被害について

| | | | |
|---------------------------|---------------|-----|--------|
| 問3-1. 震災後、悪徳商法などの被害はありますか | a. 私が被害にあった | 6 | 1.0% |
| | b. 他の方の被害を聞いた | 13 | 2.2% |
| | c. どちらも無し | 576 | 96.8% |
| | 合計 | 595 | 100.0% |

- 問3-2. どういう被害ですか
- ・山形牛鍋のバックを買ったら、牛肉が入っていなかった。
 - ・誰かの保証人になり代わりに借金を払っている。
 - ・ネズミ講
 - ・サラ金
 - ・持ち家のリフォーム代が高い。
 - ・家の事
 - ・悪質訪問
 - ・訪問販売でお釣りを車に取りに行くとなくなってしまうという話を聞いた。

| | | | |
|--------------|---------------|--------|-------|
| 問3-3. その後の対応 | a. 公的機関に相談 | 0 | 0.0% |
| | b. 法律専門家に相談 | 0 | 0.0% |
| | c. 自力で交渉 | 1 | 14.3% |
| | d. その他のごときました | 1 | 14.3% |
| | e. 特に何もしていない | 5 | 71.4% |
| 合計 | 7 | 100.0% | |

- (d. その他)
- ・裁判(特定調停)

【問4】借金について

| | | | |
|----------------------|----------|--------|-------|
| 問4-1. 主な借入先は(※複数回答可) | a. 銀行や信金 | 93 | 38.4% |
| | b. 公庫 | 35 | 14.5% |
| | c. 漁協や農協 | 54 | 22.3% |
| | d. その他 | 60 | 24.8% |
| 合計 | 242 | 100.0% | |

- (d. その他)
- ・信販会社
 - ・知人、親族、兄弟など
 - ・商品購入(通販等)
 - ・保証協会
 - ・道具屋
 - ・クレジット会社
 - ・サラ金、ヤミ金
 - ・生命保険会社
 - ・公的機関(奨学金など)
 - ・車の修理代
 - ・商工ローン

| | | | |
|-------------------|-------------|--------|-------|
| 問4-2. あなたの世帯の借金額は | a. 100万円以下 | 47 | 25.1% |
| | b. 100万円台 | 39 | 20.9% |
| | c. 200万円台 | 15 | 8.0% |
| | d. 300万円台以上 | 86 | 46.0% |
| 合計 | 187 | 100.0% | |

| | | | |
|--------------|--------------------|--------|-------|
| 問4-3. 住宅ローンが | a. 残っている | 91 | 31.4% |
| | b. 残っていないまたはもともと無い | 199 | 68.6% |
| 合計 | 290 | 100.0% | |

| | | | |
|----------------------|--------------|--------|-------|
| 問4-4. あなたの世帯の月収の合計額は | a. 10万円未満 | 97 | 26.6% |
| | b. 10～20万円未満 | 210 | 57.7% |
| | c. 30～40万円未満 | 53 | 14.6% |
| | d. それ以上 | 4 | 1.1% |
| 合計 | 364 | 100.0% | |

| | | | |
|-----------------------|-------------------|--------|-------|
| 問4-5. 現在、借金の返済をしていますか | a. 全ての債権者に返済していない | 49 | 23.3% |
| | b. 一部の債権者に返済している | 56 | 26.7% |
| | c. 全ての債権者に返済している | 105 | 50.0% |
| 合計 | 210 | 100.0% | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----|--------|
| 問4-6. 今後も返済を続けられそうですか | a. 全部を自力で完済出来る | 106 | 56.1% |
| | b. 自力で完済できそうにない | 79 | 41.8% |
| | c. わからない | 4 | 2.1% |
| | 合計 | 189 | 100.0% |

| | | | |
|------------------------------|----------------------|--------|-------|
| 問4-7. 個人向け私的整理ガイドラインを知っていますか | a. 知っているし利用したい | 10 | 3.2% |
| | b. 知っているが利用ほしくない | 36 | 11.5% |
| | c. 知らないが内容によっては利用したい | 159 | 50.8% |
| | d. 知らないし利用もほしくない | 108 | 34.5% |
| 合計 | 313 | 100.0% | |

【問4-3で『a.住宅ローンが残っている』と答えた回答に対する集計】

問4-1の各選択肢回答数(※複数回答可)

| | |
|-----|----|
| a | 48 |
| b | 25 |
| c | 22 |
| d | 7 |
| 無回答 | 7 |

問4-1の回答内訳

| | | |
|-----|----|--------|
| a | 36 | 39.6% |
| b | 14 | 15.4% |
| c | 11 | 12.1% |
| d | 5 | 5.5% |
| ab | 4 | 4.4% |
| ac | 5 | 5.5% |
| ad | 1 | 1.1% |
| bc | 5 | 5.5% |
| cd | 1 | 1.1% |
| abd | 2 | 2.2% |
| 無回答 | 7 | 7.7% |
| 合計 | 91 | 100.0% |

問4-3でbと答えた人

| | |
|--------|-------|
| 46 | 50.5% |
| (91人中) | |

問4-7の各選択肢回答数

| | | |
|-----|----|------|
| a | 8 | 9% |
| b | 10 | 11% |
| c | 56 | 62% |
| d | 10 | 11% |
| 無回答 | 7 | 8% |
| 合計 | 91 | 100% |

【問5】その他

問5-1.

| | | | |
|--------------------------------------------------------------------------|------|--------|-------|
| 今年8月下旬から10月初めころまでにかけて、釜石大槌地区の仮設住宅で弁護士が無料法律相談をします。このような相談はどの程度あればいいと思いますか | 1 | 28 | 7.2% |
| | 1~2 | 2 | 0.5% |
| | 2 | 82 | 21.1% |
| | 2~3 | 13 | 3.4% |
| | 3 | 69 | 17.8% |
| | 3~4 | 4 | 1.0% |
| | 4 | 39 | 10.1% |
| | 4~5 | 6 | 1.5% |
| | 5 | 15 | 3.9% |
| | 5~6 | 6 | 1.5% |
| | 6 | 48 | 12.4% |
| | 6~8 | 1 | 0.3% |
| | 6~12 | 1 | 0.3% |
| | 10 | 7 | 1.8% |
| | 12 | 51 | 13.1% |
| 20~30 | 1 | 0.3% | |
| 24 | 8 | 2.1% | |
| 48 | 2 | 0.5% | |
| 数回 | 5 | 1.3% | |
| 合計 | 388 | 100.0% | |

問5-2.

| | | | |
|--------------------------|----------|--------|-------|
| こうした巡回法律相談はいつ実施するのがいいですか | a. 平日昼間 | 113 | 27.8% |
| | b. 平日夕方 | 43 | 10.6% |
| | c. 土曜日曜日 | 231 | 56.8% |
| | d. その他 | 20 | 4.9% |
| 合計 | 407 | 100.0% | |

(d. その他)

- ・個別訪問
- ・特定せずランダムに設定する
- ・いつでもよい
- ・平日夜間(19:00~21:00)
- ・土日含め数日間まとめて
- ・仮設全体で問題点を集めたら良いのでは。

問5-3.

| | | | |
|----------------|------------------|--------|-------|
| 法律事務所での相談については | a. 無料なら相談したい件がある | 195 | 43.6% |
| | b. 有料でも相談したい件がある | 17 | 3.8% |
| | c. 相談予定はない | 234 | 52.3% |
| | 相談中 | 1 | 0.2% |
| 合計 | 447 | 100.0% | |

問5-4.

| | | | |
|-----------------------------------------------|----------------------------|--------|-------|
| 弁護士に法律相談や事件処理を依頼することについて障害となるものはありますか(※複数回答可) | a. 費用が高い | 247 | 41.9% |
| | b. 数居が高い | 117 | 19.9% |
| | c. 世間が悪い | 26 | 4.4% |
| | d. 事務所場所が悪い | 51 | 8.7% |
| | e. 自分の周りに弁護士を利用した事のある人がいない | 111 | 18.8% |
| | f. 自分で問題を解決したい | 21 | 3.6% |
| | g. その他 | 16 | 2.7% |
| 合計 | 589 | 100.0% | |

(g. その他)

- ・対応が不安。
- ・行く暇が無い。
- ・事務所の場所がわからない
- ・費用がわからない
- ・どの程度の問題を相談して良いかわからない。

問5-5.

| | | | |
|--------------------------------|------------------|--------|-------|
| 弁護士などの専門家に聞きたいことはありますか(※複数回答可) | a. 住宅問題(借地) | 26 | 4.7% |
| | b. 住宅問題(借家) | 29 | 5.3% |
| | c. 住宅問題(その他) | 26 | 4.7% |
| | d. 相続問題 | 62 | 11.3% |
| | e. 離婚問題 | 12 | 2.2% |
| | f. 不動産問題(登記) | 95 | 17.3% |
| | g. 不動産問題(所有権) | 66 | 12.0% |
| | h. 不動産問題(その他) | 6 | 1.1% |
| | i. 税金問題(税の軽減や免除) | 88 | 16.1% |
| | j. 税金問題(その他) | 1 | 0.2% |
| | k. 事業に関する問題 | 17 | 3.1% |
| | l. 女性特有の問題 | 2 | 0.4% |
| | m. 高齢者問題(財産の管理) | 24 | 4.4% |
| | n. 高齢者問題(介護) | 39 | 7.1% |
| | o. 高齢者問題(医療) | 33 | 6.0% |
| | p. 高齢者問題(その他) | 3 | 0.5% |
| | q. 障害者問題 | 12 | 2.2% |
| r. その他の分野の問題 | 7 | 1.3% | |
| 合計 | 548 | 100.0% | |

- (o. その他(住宅問題)) ・住宅ローン・名義変更・宅地・境界・社宅・公営の家賃・罹災した土地・貸屋など
- (h. その他(不動産問題)) ・相続・流失・権利証・住宅の今後など
- (j. その他(税金問題)) ・相続税等
- (n. その他(高齢者問題)) ・遺言状の書き方、借金・ローン、土地の境界など
- (p. その他(高齢者問題)) ・市役所のこと・就職について・隣家について・私的整理ガイドラインについて
- (r. その他の分野の問題) ・防災について・震災で死亡した家族について

問5-6. 現在、特にお困りのことがあれば、法律問題に限らず、何でもお書き下さい。

【就業関連】

- ・就職難で困っている
- ・年長的に(60歳)就職が不安。
- ・仕事が無い、やっと就いた仕事も雇災したという理由で差別を受ける。
- ・震災後仕事がなく、環境の変化などから体調が悪くなった。気持ちが落ち込み気味。
- ・震災で実家を亡くしているが、仕事で中だつたのに会社から何も連絡が無い。
- ・仕事が少ない(漁業)仮設にいる時間が多く退屈になるのが困る。
- ・失業保険が切れた後の生活と仕事
- ・両親も仕事を無くし、国民年金のみ。私の収入のみではやっていけない。
- ・漁業の仕事はいつ再建するのか。

- 【経済面】**
- ・親子で無収入なのでこの先不安
 - ・国民年金ではやっていけない。
 - ・貸店舗の家賃収入のみで生計を立てていたが、被災し家賃収入が入ってこないでこの先どうしたら良いか。
 - ・支援金だけでは生活が厳しい。1人1人に配布して欲しい。
 - ・今回の震災ですべて流失した。国からの見舞金だけではどうにもならない。
- 【事業関連】**
- ・事業関係の助成金の問題。仮設工場とか事業をするだけの釜石の今後の状況
 - ・若い人に商売をさせたいが、仕入れ先や店を持つ場所が定まらず困っている。
 - ・新規事業の取り組みに対しての資金の問題
 - ・仮店舗ではなく、商いに精進出来る土地が欲しい。
 - ・二重債務(事業向け)
- 【仮設関連】**
- ・お盆、正月の来客用の部屋が無いのもう1部屋欲しい。収納場所も足りないので増やして欲しい。
 - ・台所の換気扇のフィルターが市販のものとは合わない。
 - ・近所に迷惑な人や子供が走り回ったときの振動がひどい。
 - ・病院やスーパーが近い仮設へ移りたい。
 - ・復興計画の説明会を団体単位に開いて欲しい。
 - ・親睦の早期成立のため自治組織内での指導。
 - ・耐荷重200kgだが壊れた箇所がある。修繕費用が心配。
 - ・今後ベントと一緒に生活出来る住宅を希望。
 - ・仮設入居期限後の住居と土地の処分について心配。
 - ・様々なボランティア、物売りが来て騒々しい。静かに暮らしたい。
 - ・仮設内のコミュニケーションがない。仮設や近隣住居者との交流イベントがあると良い。
 - ・今入居しているところはコミュニティを重視しているが、高齢者や身体障害者が多く緊急の場合が心配。
 - ・山間地域の仮設のためテレビ、ラジオの受信状態が悪く、時々切れる。
 - ・仮設にもポストがあれば良いと思う。
 - ・部屋でぼんやりしている日々なので編み物や手芸など色々教えて欲しい。
 - ・仮設住宅周りの道路は徐行して欲しい。マナーを守れない人がいる。
 - ・断熱材をつけて欲しい。
 - ・仮設入居時期を延長して欲しい。また公営住宅の建設をして欲しい。
 - ・仮設の追加工事が多すぎる。工事のたびに荷物移動しないといけないので大変。
 - ・年配者が気分転換できるようグランドゴルフが出来ると良い。
 - ・仮設周りの道路に(自宅近く)石が多く歩くにも自転車でも困難である。
 - ・玄関前に前室等を設置して欲しい。雨が吹き込むので冬期は不安。
 - ・棚をつけたいと思うのだが、釘を打つことも出来ない。
 - ・玄関が北側にあるために風雨の時に雨が入って困る。サッシを玄関につけてくれるようお願いしたけれど、この仮設は設計上だめだと言われた。
 - ・生活上困るので自分で作ることにした。
 - ・今後冬にかけて洗濯物を乾かす場所が欲しい。談話室を利用させて欲しい。
 - ・非常に交通の便が悪い。車も無くバス停まで25~30分かり高齢者には苦痛です。
 - ・仮設間で支給されるものに差がある。
 - ・仮設生活でインターネットが使えない。
 - ・不便な仮設は買い物が大変。バス停が遠い。バス停まで外灯が欲しい。
- 【住・不動産関連】**
- ・土地などの名義変更の手続きをどのようにするか心配。
 - ・いつになったら自分の土地に家が建てられるのか
 - ・住宅ローンや土地利用方法のめどが立たない。仮設住宅を出た後不安だが個人ではどうしようもない。
 - ・二重ローン問題、私的整理ガイドラインの詳しい説明が聞きたい。
 - ・私的整理ガイドラインについて内容に不安を感じる。
 - ・家は震災で流失したが亡父名義の土地が残っておりどうしたらよいか悩んでいる。
 - ・貸住宅を貸している大家には支援が何も無く、借りていた人だけがもらえるのは納得いかない。
 - ・JAの住宅ローンを支払い続けると再建は不可能。ローンの軽減問題少しでも軽くできないのか。
 - ・全部津波に流されたので登記書が無いのが心配です。
 - ・定年後のローン返済
 - ・住宅ローンの残りの支払いを保険金で全額支払ったほうがいいかわからず現在は毎月支払い中。
 - ・住宅ローンが2000万以上に残っており、先が見えないので不安。自営の漁業も不安定なため。
- 【相続関連】**
- ・未成年の相続に関してスムーズに進まない。
 - ・不動産の相続手続きが思うように進まず、税金負担が続いている。
 - ・相続、贈与税の申告について10ヶ月以内のしないといけないが書類がまとまらない。間に合わず申告漏れ、延滞金の心配。
 - ・津波で心配の無い場所に土地があってもそこに家を再建したいが親族が相続をOKしてくれない。親族が遠くにいるため話し合いも出来ず困っている。
 - ・県外に単身赴任をしており休みが週末のみの為、相続関係の手続きを思うように進めることが出来ない。
- 【介護関連】**
- ・老人介護をしているが、仮設では狭く、近所の人も離れたので精神的につらい。
 - ・夫が障害者で(妻の私が)疲れる。
 - ・母親の介護そして老人ホームへの入所の件
 - ・高齢者の介護の問題。ショートステイなどの場所が無い。仮設が狭いためストレスがたまる。
 - ・姉妹2人とも障害者なので2年後の生活のあり方を早めに知りたい。
- 【義援金・支援金関連】**
- ・生活再建支援金を増額して欲しい。住宅建設復興資金に使いたい。
 - ・宮古市内の住宅が流出したが、津波前に大塚の娘宅で同居していた。両方の市、町から何の保証も無く流失損だ。
 - ・義母が施設に入居していれば支援金、義援金は出ないと言われた。住所も変更していない、公共料金も払っているのに。
 - ・生活再建支援金の増額
 - ・貸住宅を貸している大家には支援が何も無く、借りていた人だけがもらえるのは納得いかない。
 - ・2世帯同居していたのに仮設で別になつたら義援金が1世帯分しか出ないのはなぜか。
 - ・義援金や地震保険をもらったが、家の修繕費に使った後が不安。
 - ・失った物が大きすぎて高齢になっていくにつれて不安だらけです。生活を安定させるためにも支援金、義援金の追加をして欲しい。
 - ・長男が帰省し家を再建させたいと思っているが、2年以上に世帯主が亡くなった場合加算支援金はどのか。
 - ・台湾仏教慈善基金をもらえなかった。
 - ・義援金の配布が不十分に思う。今後のことを考えると気が滅入る。
 - ・震災前に離婚しましたが世帯分離をしておらず、震災後に分離をしました。義援金や生活再生金等の援助が一切ももらえず、全て元主人のもとにお金が入りました。養育費も無く子供が3人もいるのに義援金ももらえず苦しいです。
 - ・一部損壊は対象外といわれ義援金が全く出ない。不愉快です。
- 【健康面】**
- ・体の不調により食欲がわかない。
 - ・体が不自由なので長く暮らせることが欲しい。
- 【その他】**
- ・色々な手続きが多く大変。1カ所でも出来るように利便性を考えて欲しい。
 - ・一刻も早く市の方針を示して欲しい。
 - ・市営アパートを建設して欲しい。
 - ・磐石町は大部分が被災したので過疎化が心配。
 - ・自宅を建て直したいが家財の保管場所がないので市で預かる期間を延長して欲しい。
 - ・箱崎~白浜間の道路が1本なので別道路が必要。被災した土地への建設したいが高台移転、高台への道路の確保が必要なので検討して欲しい。

- ・バスの運行回数を増やして欲しい。バスの無料化を続けて欲しい。
- ・尾崎白浜から佐須に通る林道の整備をして頂きたい。
- ・震災後、すぐに市職員には義援金、支援金が出たというのは本当か？しかも家が建つほどの金額だとか。
- ・釜石市役所について不満がある。
- ・子供の進学を控えて学費、仮設環境が不安。
- ・震災後の支援が矛盾だらけで怒りを感じる。
- ・情報が入らない、精神的につらい。
- ・市の行政無線がはっきり聞こえない。
- ・震災により母と妹が亡くなり、高齢の父と妹の子供(小学生と中学生)が残ったためそちらの面倒もみなければならなくなりかなりのストレス。
- ・今は医療費は払わなくてよいが、来年3月以降に負担が大きくなるのが心配。
- ・親の預貯金のある金融機関が不明(親は今回無くなった為)金融機関から連絡が欲しい。

【問1】あなたについて

| | | | | |
|-------|-----------------|----------------|-----|--------|
| 問1-1. | あなたが入居している仮設住宅は | a. 釜石 | 0 | 0.0% |
| | | b. 大槌 | 256 | 100.0% |
| | | 合 計 | 256 | 100.0% |
| 問1-2. | あなたの性別は | a. 男性 | 113 | 44.3% |
| | | b. 女性 | 142 | 55.7% |
| | | 合 計 | 255 | 100.0% |
| 問1-3. | あなたの年齢は | a. 20歳未満 | 1 | 0.4% |
| | | b. 20～39歳 | 32 | 12.5% |
| | | c. 40～59歳 | 78 | 30.5% |
| | | d. 60～79歳 | 136 | 53.1% |
| | | e. 80歳以上 | 9 | 3.5% |
| | | 合 計 | 256 | 100.0% |
| 問1-4. | 同居者は何人ですか | a. 自分1人 | 65 | 25.5% |
| | | b. 2人 | 96 | 37.6% |
| | | c. 3人 | 40 | 15.7% |
| | | d. 4人以上 | 54 | 21.2% |
| | | 合 計 | 255 | 100.0% |
| 問1-5. | 同居している方の年代は | a. 20歳未満 | 121 | 30.3% |
| | | b. 20～39歳 | 76 | 19.0% |
| | | c. 40～59歳 | 81 | 20.3% |
| | | d. 60～79歳 | 100 | 25.0% |
| | | e. 80歳以上 | 22 | 5.5% |
| | | 合 計 | 400 | 100.0% |
| 問1-6. | 近所付き合い | a. 付き合いがある | 154 | 61.6% |
| | | b. ほとんどまたは全く無い | 96 | 38.4% |
| | | 合 計 | 250 | 100.0% |

【問2】行政に対する意見について

| | | | | |
|-------|-----------|----------|-----|--------|
| 問2-1. | 仮設住宅の満足度は | a. とてもよい | 8 | 3.2% |
| | | b. よい | 38 | 15.3% |
| | | c. 普通 | 115 | 46.2% |
| | | d. 悪い | 74 | 29.7% |
| | | e. とても悪い | 14 | 5.6% |
| | | 合 計 | 249 | 100.0% |

問2-2. どういうところが良い(または悪い)ですか

【良い点】※主な意見

- ・最低限の生活が出来ること。プライバシーが守られる。風呂に毎日安心して入れる。
- ・二重サッシや断熱工事、畳入れその他など追加工事で配慮されている。
- ・周りが静かで世帯数が多い所。
- ・津波の心配が無い。
- ・他の仮設(一部)より中の作り等がしっかりしている。
- ・間取りも満足。台所が仮設住宅の割に広い。
- ・震災前の近所の方々が一緒なので気心がわりが良い。
- ・畳が敷かれていることと布団、毛布がそろえてあること。
- ・作りがしっかりしていて、隣の物音がしない。
- ・1人暮らしだが2部屋ある。

【悪い点】※主な意見・要望

- ・大雨による崖崩れの危険があるところで避難指示があった
- ・交通の便が悪い。仮設店舗が無い。
- ・携帯が圏外で不便。
- ・湿気が多くて、霉が生えやすい。
- ・雨戸があれば良い。
- ・近所に知り合いが全くいない。
- ・作りが雑。
- ・室内のドアがアコーディオンカーテン式なのですきま風が寒い。
- ・食器棚や整理ダンスが支給されるはずだったのに無い。
- ・1部屋だとテーブルを片付けなければならないのでもう少し部屋が欲しい。
- ・室内に草が生えてくる。
- ・収納場所が狭い。押入が1カ所しかない。部屋がせまい。物置がない。台所が狭い。
- ・窓が小さいため圧迫感を感じる。暗い。窓が1カ所の為風通しが悪い。
- ・駐車スペースが無い。
- ・雨の日に洗濯を干す場所が無く、また干し場のスペースが狭い。
- ・防災無線が聞こえない。
- ・天候の悪い日が続くと山ばかり見ているので気持ちが悪くなる時がある。
- ・入口に雨が当たって靴が濡れる。
- ・冬は雪が溶けないと聞いています。通勤、道路の整備をぜひお願いします。
- ・トイレ、洗面所が暗い。
- ・体が弱いので重い物をするのが大変
- ・外と接している打ち壁が鉄板。棟間が狭くて熱の跳ね返りで外に出ても熱い。
- ・玄関に網戸がないことが困ります。
- ・仮設住宅の格差があるところ
- ・トイレに隙間があり風が入ってくる。
- ・雨樋が無いので洗濯物が濡れてしまう。
- ・集会場がない。
- ・夜道が暗くて、中高生が怖い思いをしているので早く外灯をつけて欲しい。
- ・床から水が出てくる。

| | | | | |
|-------|------------------------------|------------------|-----|--------|
| 問2-3. | 行政制度で知りたいことは何ですか (※複数回答可) | a. 生活再建支援金の加算支援金 | 136 | 44.7% |
| | | b. 養老金 | 103 | 33.9% |
| | | c. 児童金 | 15 | 4.9% |
| | | d. その他 | 50 | 16.4% |
| | | 合 計 | 304 | 100.0% |

(d. その他)※主な意見、要望

- ・土地、町の復興計画、進捗状況など
- ・1人親の学校等の就学支援など
- ・家が浸水地区なので再建できるか知りたい
- ・地盤沈下で基礎部分が破損した場合は大規模か全損にしてほしい。
- ・流された土地がどうなるのか、元の土地に家が建てられるか。
- ・旧住宅地の資産価値、住宅ローンの残金について。
- ・国民年金(障害年金)少なく、先が心配。
- ・仮設2年後に賃貸料が発生する等の噂が流れている。今後の住居はどのような計画か知りたい。
- ・この先、町営住宅または公営団地がどの程度出来るのか。
- ・全体的にどれ位の養護金があつてどのように使われているのか？大槪町個人で支払われていない養護金があるときいたがどうなっているのか？
- ・65歳以上の医療費免除期間を続けて欲しい。
- ・育英資金
- ・釜石のように大槪町も無料新聞を配布して欲しい。情報が知りたいので。
- ・仮設住宅は移れるのか。
- ・仕事再開に関する法的支援及び補助金額。
- ・全てわからないので情報が欲しい。

【問3】悪徳商法などの被害について

| | | | |
|---------------------------|--------------|-----|--------|
| 問3-1. 震災後、悪徳商法などの被害はありますか | a. 私が被害にあつた | 5 | 2.1% |
| | b. 他人の被害を聞いた | 3 | 1.2% |
| | c. どちらも無し | 235 | 96.7% |
| | 合計 | 243 | 100.0% |

問3-2. どういう被害ですか

- ・高値でまんじゅうを買った。後でTVで悪徳だと知った。
- ・震災に関連したことでインターネットに中傷の書き込みされた。
- ・出版社から原稿を依頼されたが名刺も持って来ず、会いにも来ず自費出版で半額払った。

| | | | |
|--------------|--------------|--------|-------|
| 問3-3. その他の対処 | a. 公的機関に相談 | 2 | 25.0% |
| | b. 法律専門家に相談 | 0 | 0.0% |
| | c. 自力で交渉 | 1 | 12.5% |
| | d. その他のことをした | 1 | 12.5% |
| | e. 特に何もしていない | 4 | 50.0% |
| 合計 | 8 | 100.0% | |

【d. その他】

- ・解約をし10/20に返金の運びとなった。

【問4】借金について

| | | | |
|----------------------|----------|--------|-------|
| 問4-1. 主な借入先は(※複数回答可) | a. 銀行や信金 | 47 | 48.5% |
| | b. 公庫 | 13 | 13.4% |
| | c. 漁協や農協 | 11 | 11.3% |
| | d. その他 | 26 | 26.8% |
| 合計 | 97 | 100.0% | |

【d. その他】

- ・サラ金
- ・町役場
- ・車のローン会社
- ・クレジット会社
- ・個人
- ・道具代
- ・信販会社
- ・母親の借金、長男の借金
- ・家電のローン
- ・税金
- ・会社

| | | | |
|-------------------|-------------|--------|-------|
| 問4-2. あなたの世帯の借金額は | a. 100万円以下 | 21 | 26.9% |
| | b. 100万円台 | 11 | 14.1% |
| | c. 200万円台 | 8 | 10.3% |
| | d. 300万円台以上 | 38 | 48.7% |
| 合計 | 78 | 100.0% | |

| | | | |
|--------------|--------------------|--------|-------|
| 問4-3. 住宅ローンが | a. 残っている | 38 | 29.2% |
| | b. 残っていないまたはほとんど無い | 92 | 70.8% |
| 合計 | 130 | 100.0% | |

| | | | |
|----------------------|--------------|--------|-------|
| 問4-4. あなたの世帯の月収の合計額は | a. 10万円未満 | 38 | 26.0% |
| | b. 10～20万円未満 | 82 | 56.2% |
| | c. 30～40万円未満 | 23 | 15.8% |
| | d. それ以上 | 3 | 2.1% |
| 合計 | 146 | 100.0% | |

| | | | |
|-----------------------|-------------------|--------|-------|
| 問4-5. 現在、借金の返済をしていますか | a. 全ての債権者に返済していない | 17 | 18.9% |
| | b. 一部の債権者に返済している | 23 | 25.6% |
| | c. 全ての債権者に返済している | 50 | 55.6% |
| 合計 | 90 | 100.0% | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------|--------|-------|
| 問4-6. 今後も返済を続けられそうですか | a. 全部を自力で完済出来そう | 50 | 62.5% |
| | b. 自力で完済できそうにない | 28 | 35.0% |
| | c. わからない | 2 | 2.5% |
| 合計 | 80 | 100.0% | |

| | | | |
|------------------------------|----------------------|--------|-------|
| 問4-7. 個人向け私的整理ガイドラインを知っていますか | a. 知っているし利用したい | 4 | 3.0% |
| | b. 知っているが利用はしない | 15 | 11.2% |
| | c. 知らないが内容によっては利用したい | 61 | 45.5% |
| | d. 知らないし利用もしない | 54 | 40.3% |
| 合計 | 134 | 100.0% | |

【問5】その他

| | | | |
|-------|-----|----|-------|
| 問5-1. | 1 | 6 | 3.9% |
| | 1～2 | 2 | 1.3% |
| | 2 | 28 | 18.2% |

《問4-3で『a.住宅ローンが残っている』と答えた回答に対する集計》

問4-1の各選択肢回答数(※複数回答可)

| | |
|-----|----|
| a | 23 |
| b | 8 |
| c | 7 |
| d | 2 |
| 無回答 | 6 |

問4-1の回答内訳

| | | |
|-----|----|--------|
| a | 17 | 44.7% |
| b | 3 | 7.9% |
| c | 2 | 5.3% |
| d | 2 | 5.3% |
| ab | 3 | 7.9% |
| ac | 3 | 7.9% |
| ad | 0 | 0.0% |
| bc | 2 | 5.3% |
| cd | 0 | 0.0% |
| abd | 0 | 0.0% |
| 無回答 | 6 | 15.8% |
| 合計 | 38 | 100.0% |

問4-6でbと答えた人

| | |
|--------|-------|
| 13 | 34.2% |
| (38人中) | |

問4-7の各選択肢回答数

| | | |
|-----|----|------|
| a | 3 | 8% |
| b | 9 | 24% |
| c | 21 | 55% |
| d | 5 | 13% |
| 無回答 | 0 | 0% |
| 合計 | 38 | 100% |

| | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|-------|
| 今年8月下旬から10月 初めころまでにかけて、 釜石六福地区の仮設 住宅で弁護士が無料 法律相談をします。 このような相談はどの 程度あればいいと 思いますか | 2~3 | 4 | 2.6% |
| | 3 | 18 | 11.7% |
| | 3~4 | 0 | 0.0% |
| | 4 | 22 | 14.3% |
| | 4~5 | 3 | 1.9% |
| | 5 | 6 | 3.9% |
| | 5~6 | 2 | 1.3% |
| | 6 | 14 | 9.1% |
| | 6~8 | 0 | 0.0% |
| | 6~12 | 0 | 0.0% |
| | 9 | 1 | 0.6% |
| | 10 | 3 | 1.9% |
| | 12 | 34 | 22.1% |
| | 12~24 | 1 | 0.6% |
| | 20~30 | 0 | 0.0% |
| | 24 | 3 | 1.9% |
| | 30 | 1 | 0.6% |
| 36 | 1 | 0.6% | |
| 48 | 0 | 0.0% | |
| 50 | 2 | 1.3% | |
| 数回 | 2 | 1.3% | |
| 希望があったときのみ | 1 | 0.6% | |
| 合 計 | 154 | 100.0% | |

| | | | |
|----------------------------------------|------------|--------|-------|
| 問5-2. こうした巡回法律相談は いつ実施するのがいい ですか | a. 平日昼間 | 54 | 30.5% |
| | b. 平日夕方 | 11 | 6.2% |
| | c. 土曜日/日曜日 | 105 | 59.3% |
| | d. その他 | 7 | 4.0% |
| 合 計 | 177 | 100.0% | |

(d. その他)
・夜間
・いつでもよい
・休日と平日
・個人にあった都合の良い日

| | | | |
|--------------------------|------------------|--------|-------|
| 問5-3. 法律事務所での相談 については | a. 無料なら相談したい件がある | 69 | 39.9% |
| | b. 有料でも相談したい件がある | 5 | 2.9% |
| | c. 相談予定はない | 99 | 57.2% |
| 合 計 | 173 | 100.0% | |

| | | | |
|---------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------|-------|
| 問5-4. 弁護士に法律相談や 事件処理を依頼する ことについて障害となる ものはありますか (※複数回答可) | a. 費用が高い | 100 | 41.7% |
| | b. 救済が高い | 43 | 17.9% |
| | c. 世間体が悪い | 3 | 1.3% |
| | d. 事務所の場所が遠い | 42 | 17.5% |
| | e. 自分の周りに弁護士を利用した事のある人がいない | 40 | 16.7% |
| | f. 自分で問題を解決したい | 6 | 2.5% |
| | g. その他 | 6 | 2.5% |
| 合 計 | 240 | 100.0% | |

(g. その他)
・費用がわからないので不安。
・相談しても解決しない件のような気がする。
・相談するほどの事が今のところ無い。
・口調がきつい

| | | | |
|----------------------------------------------|------------------|--------|-------|
| 問5-5. 弁護士などの専門家に 聞きたいことはありますか (※複数回答可) | a. 住宅問題(借地) | 14 | 6.9% |
| | b. 住宅問題(借家) | 13 | 6.4% |
| | c. 住宅問題(その他) | 7 | 3.5% |
| | d. 相続問題 | 20 | 9.9% |
| | e. 離婚問題 | 9 | 4.5% |
| | f. 不動産問題(登記) | 37 | 18.3% |
| | g. 不動産問題(所有権) | 31 | 15.3% |
| | h. 不動産問題(その他) | 3 | 1.5% |
| | i. 税金問題(税の軽減や免除) | 29 | 14.4% |
| | j. 税金問題(その他) | 0 | 0.0% |
| | k. 事業に関する問題 | 2 | 1.0% |
| | l. 女性特有の問題 | 2 | 1.0% |
| | m. 高齢者問題(財産の管理) | 2 | 1.0% |
| | n. 高齢者問題(介護) | 9 | 4.5% |
| | o. 高齢者問題(医療) | 11 | 5.4% |
| | p. 高齢者問題(その他) | 2 | 1.0% |
| | q. 障害者問題 | 8 | 4.0% |
| r. その他の分野の問題 | 3 | 1.5% | |
| 合 計 | 202 | 100.0% | |

(o. その他(住宅問題)) ・住んでいた土地・貸家・住宅ローン・借家が被災した場合の補償等
(h. その他(不動産問題)) ・貸地の件・新築するときの支援等
(i. その他(税金問題))
(p. その他(高齢者問題)) ・借金
(r. その他の分野の問題) ・労災の事・障害者保護者問題・火災保険について・プロバイダ責任制限法、
送信防止措置

問5-6. 現在、特にお困りのことがあれば、法律問題に限らず、何でも書き下さい。

(就業関連) ・震災が終わり、フォークリフトにひかれ働けない。これからは不安である。
・専門学校を中退した妹と同居しているが、被災地での雇用は厳しく若者の働く場所を確保して欲しい。
・家業(漁師)の復興がなかなか進まない。
・震災で会社が流され失業したが再就職がない。
・仕事(漁業)の1ヶ月、2ヶ月先の予定が見えない。
・職安に行っても仕事が無い。残り失業保険は1ヶ月しかありません。
・娘夫婦が仕事が無くて私の年金から仕送りしています。

(経済面) ・年金が少ない。
・収入がないのに生活をしていかなければならないので、義援金もなくなりこの先生活していけるか不安。

- ・仕事が無い因此これからの生活費など
- ・100万円台の借金は年金で払ってきます。
- ・借金の返済で今後不安です。現在失業保険の収入のみで生活しています。

【事業関連】 ・震災前取引先から品物が届いていたが全部津波で流された。集金したお金も流れ、支払いに躊躇している。

【仮設関連】 ・仮設住宅を出てからどこに住めるようになるのか。
 ・これから寒くなるので灯油を入れて置く小さな物置が欲しいです。
 ・近くに店が無く買い物もできない。買い物や病院への交通が不便だ。
 ・大槌町でも仮設住宅は余っていると言いますが、それだったら貸してくれるればいいのにも思います。文句を言っ場所を変えて貰ったとか、狭いのもう1部屋借りた家もあると聞きましたが、人を見て役場では対応しているのかと思ってしまいます。
 ・橋がせまく坂道も狭く、すれ違う車が来ればバックして何度も戻ります。坂道の西側にガードレールもなく、冬凍った時は脇に落ちてしまうのではないかと心配です。事故、ケガが起きてからの対処ではなく今からの対策をお願いします。
 ・舅、姑との生活ですがお互い気を遣いすぎて疲れてしまう。狭いこと仕事の都合で何かと気を遣ってしまって…仮設をもう1つ借りることが出来ないのかなと思います。
 ・仮設の隣がうるさい。生活音は我慢できるが、強く壁を叩いたり、足踏みもすごいし、声も大きくノイローゼになりそうだ。
 ・仮設店舗には地元商店が入ると思いますが、正直物の値段が高いので、大手のスーパーなどに営業してもらいたい。

【住宅・不動産関連】 ・震災前、新築計画中で土地購入のローンを組んだ。その土地は浸水したため建てられず保留。
 ・ある企業に高圧線の設置場所を貸しているが、今回の津波で家屋も全壊したので、その場所に家屋を建築したいので返却願いたい法的に可能なものか不安です。
 ・心配なのは今まで住んでいた土地がどうなるのか？そこに家を建てられるのか？
 ・家を安く建てられる所を探しているのですが、前の家代はやはり支払わなければならないのでしょうか。
 ・全壊したが柱が残っているのでも直そうと思っているが700～800万もかかるので資金が足りない。
 ・離婚につき(土地は私の物、家は主人のものでした)生活復興のため土地を有効に使っていきたいのですが、前の主人と話し合いが出来ない。
 ・住宅ローン問題を1日でも早く解決して欲しい。
 ・復興住宅の家賃がいくらになるか心配です。
 ・ガイドラインを利用しようとしたが条件が厳しすぎてあきらめた。
 ・津波で半壊した町営住宅の取り壊しで仮設に移ったが、何の保障もない。次に入居出来る権利とかは無いのだろうか？
 ・古い家を買って、リフォームや増築をしたいが道路が狭く、消防法で出来ない事など。

【相続関連】 ・母が死亡した事でどのような事務手続きしなければならないのか？どこに聞けば良いのかわからない。
 ・8月末に父が急死し相続問題で悩んでいる。
 ・妻の母親が9月11日被災死して、父親はすでに死亡しています。妻の兄弟は男1人、女4人ですが相続問題がこじれているようです。

【介護関連】 ・両親の介護で仕事ができない為月収が無い。

【義援金・支援金関連】 ・義援金が足りない。このままでは復興もできない。家を再建するには最低でも(数千万)必要。仮設にいる間は医療費、光熱費等(免除)するべきだ。
 ・災害義援金について現行では1戸住宅に複数の世帯が生活している場合は代表の世帯に交付していますが、県の交付要領改正に伴い1戸の住宅で複数の住民登録している場合に限りそれぞれの世帯に交付出来るようになりました。対象者として役場に申し込みましたが交付されませんでした。

【健康面】 ・息子の体調が悪く病院の薬でも治らない。学校を休んでいる。

【その他】 ・町内がどう変わるのか希望が持てない。子供達を少しでも良い環境の中で育てていきたい。
 ・震災後行政を利用しているが、行政の対応が悪く不満。民間企業では考えられない対応ばかりです。
 ・大槌町内に銀行の支店(窓口業務)がない。
 ・このアンケートのことが本当に役立つ改善されるか。
 ・家族3人が未だ行方不明ですが遺体が上がっているのかどうか等の行政等からの情報がない。
 ・大槌町は将来の計画が他と比較して遅れている。
 ・インターネットに中傷の書き込みをされ、検索してもそういったものがヒットしないよう削除依頼をしたいがやり方が明確で無いとパソコンでインターネットが自由に使える環境でないため苦しい。
 ・使い勝手の悪い所がたくさんあって行政に連絡するがあしらわれている。親身になって対応しない。上から目線だ。阪神淡路、中越地震のときもアンケートをとっていると思うが、そういうことが全然いかされていないと思う。その場限りの対応。
 ・支援物資「こたつ」が届くという噂がありますが本当か？狭い仮設でするので購入した後配布されると保管場所がありません。季節に關係する支援物資は早めの連絡が欲しいです。
 ・スクールバスを出して貰えず(学校、教育委員会に電話したが対応がとても悪い。)大変。外灯、ガードレール等がないところがあり、トンネルの中が通学路。雨、風の日は車で送迎しなければならず(6km)仕事も持てない。
 ・突然、夫も義父母も失い、1人になってしまった。全て先が見えない不安が大きい。どういう手続きをしたら良いかわからないので情報が欲しい。特に全壊した住居と土地はどうなるのか。墓も直すことができず、納骨もできないので困っています。
 ・津波で助かった命。みんな生き続ける元気が欲しい。
 ・農協の建物共済の請求権について
 ・孫と暮らしているが、孫が不登校で家に居り、お互いストレスがたまる。誰にも相談できず困っている。
 ・避難所にいないと物資はもらえないのか？物資担当者らは夜、自分の車に様々な物資を選び出している。皆、相当頭に来ています。
 ・交通の便が悪くタクシーを使うことが多いので費用がかかる。
 ・避難所にいる時、以前からしつこく来る宗教の人が仮設住宅まで調べてくるのではないかと心配だ。
 ・保育園に通わせるのに不便です。
 ・不登校児がおり悩んでいる。津波が原因なのか、父母のことが原因なのかわからず相談したい。

【問1】あなたについて

| | | | | |
|-------|-----------------|---------------|------|--------|
| 問1-1. | あなたが入居している仮設住宅は | a.釜石 | 632 | 71.2% |
| | | b.大槌 | 256 | 28.8% |
| | | 合 計 | 888 | 100.0% |
| 問1-2. | あなたの性別は | a.男性 | 420 | 48.5% |
| | | b.女性 | 454 | 51.5% |
| | | 合 計 | 882 | 100.0% |
| 問1-3. | あなたの年齢は | a.20歳未満 | 2 | 0.2% |
| | | b.20～39歳 | 69 | 7.8% |
| | | c.40～59歳 | 283 | 31.9% |
| | | d.60～79歳 | 487 | 54.9% |
| | | e.80歳以上 | 46 | 5.2% |
| | | 合 計 | 887 | 100.0% |
| 問1-4. | 同居者は何人ですか | a.自分1人 | 234 | 26.4% |
| | | b.2人 | 363 | 41.0% |
| | | c.3人 | 138 | 15.6% |
| | | d.4人以上 | 151 | 17.0% |
| | | 合 計 | 886 | 100.0% |
| 問1-5. | 同居している方の年代は | a.20歳未満 | 298 | 23.8% |
| | | b.20～39歳 | 198 | 15.8% |
| | | c.40～59歳 | 296 | 23.7% |
| | | d.60～79歳 | 374 | 29.9% |
| | | e.80歳以上 | 84 | 6.7% |
| | | 合 計 | 1250 | 100.0% |
| 問1-6. | 近所付き合い | a.付き合いがある | 511 | 59.1% |
| | | b.ほとんどまたは全く無い | 353 | 40.9% |
| | | 合 計 | 864 | 100.0% |

【問2】行政に対する意見について

| | | | | |
|-------|------------------------------|-----------------|------|--------|
| 問2-1. | 仮設住宅の満足度は | a.とてもよい | 35 | 4.1% |
| | | b.よい | 149 | 17.3% |
| | | c.普通 | 391 | 45.4% |
| | | d.悪い | 237 | 27.5% |
| | | e.とても悪い | 50 | 5.8% |
| | | 合 計 | 862 | 100.0% |
| 問2-3. | 行政制度で知りたいことは何ですか (※複数回答可) | a.生活再建支援金の加算支援金 | 472 | 42.7% |
| | | b.葬礼金 | 373 | 33.7% |
| | | c.弔慰金 | 64 | 5.8% |
| | | d.その他 | 197 | 17.8% |
| | | 合 計 | 1106 | 100.0% |

【問3】悪徳商法などの被害について

| | | | | |
|-------|---------------------|--------------|-----|--------|
| 問3-1. | 震災後、悪徳商法などの被害はありますか | a.私が被害にあった | 11 | 1.3% |
| | | b.他の人の被害を聞いた | 16 | 1.9% |
| | | c.どちらも無し | 811 | 96.8% |
| | | 合 計 | 838 | 100.0% |
| 問3-3. | その後の対処 | a.公的機関に相談 | 3 | 20.0% |
| | | b.法律専門家に相談 | 0 | 0.0% |
| | | c.自力で交渉 | 2 | 13.3% |
| | | d.その他のことをした | 0 | 0.0% |
| | | e.特に何もしていない | 10 | 66.7% |
| | | 合 計 | 15 | 100.0% |

【問4】借金について

| | | | | |
|-------|--------------------|---------|-----|--------|
| 問4-1. | 主な借入先は (※複数回答可) | a.銀行や信金 | 140 | 41.3% |
| | | b.公庫 | 48 | 14.2% |
| | | c.漁協や農協 | 65 | 19.2% |
| | | d.その他 | 86 | 25.4% |
| | | 合 計 | 339 | 100.0% |

| | | | | |
|-------|-------------|------------|-----|--------|
| 問4-2. | あなたの世帯の借金額は | a.100万円以下 | 68 | 25.7% |
| | | b.100万円台 | 50 | 18.9% |
| | | c.200万円台 | 23 | 8.7% |
| | | d.300万円台以上 | 124 | 46.8% |
| | | 合 計 | 265 | 100.0% |

| | | | | |
|-------|--------|-------------------|-----|--------|
| 問4-3. | 住宅ローンが | a.残っている | 129 | 30.7% |
| | | b.残っていないまたはもともと無い | 291 | 69.3% |
| | | 合 計 | 420 | 100.0% |

| | | | | |
|-------|----------------|-------------|-----|--------|
| 問4-4. | あなたの世帯の月収の合計額は | a.10万円未満 | 135 | 26.5% |
| | | b.10～20万円未満 | 292 | 57.3% |
| | | c.30～40万円未満 | 76 | 14.9% |
| | | d.それ以上 | 7 | 1.4% |
| | | 合 計 | 510 | 100.0% |

《問4-3で『a.住宅ローンが残っている』と答えた回答に対する集計》

問4-1の各選択肢回答数(※複数回答可)

| | |
|-----|----|
| a | 71 |
| b | 33 |
| c | 29 |
| d | 9 |
| 無回答 | 13 |

問4-1の回答内訳

| | | |
|----|----|-------|
| a | 53 | 41.1% |
| b | 17 | 13.2% |
| c | 13 | 10.1% |
| d | 7 | 5.4% |
| ab | 7 | 5.4% |
| ac | 8 | 6.2% |
| ad | 1 | 0.8% |
| bc | 7 | 5.4% |
| cd | 1 | 0.8% |

| | | | | |
|-------|------------------------|----------------------|-----|--------|
| 問4-5. | 現在、借金の返済をしていますか | a. 全ての債権者に返済していない | 66 | 22.0% |
| | | b. 一部の債権者に返済している | 79 | 26.3% |
| | | c. 全ての債権者に返済している | 155 | 51.7% |
| | | 合計 | 300 | 100.0% |
| 問4-6. | 今後も返済を続けられそうですか | a. 全部を自力で完済出来そう | 156 | 58.0% |
| | | b. 自力で完済できそうにない | 107 | 39.8% |
| | | わからない | 6 | 2.2% |
| | | 合計 | 269 | 100.0% |
| 問4-7. | 個人向け私的整理ガイドラインを知っていますか | a. 知っているし利用したい | 14 | 3.1% |
| | | b. 知っているが利用ほしくない | 51 | 11.4% |
| | | c. 知らないが内容によっては利用したい | 220 | 49.2% |
| | | d. 知らないし利用ほしくない | 162 | 36.2% |
| | | 合計 | 447 | 100.0% |

| | | |
|-----|-----|--------|
| abd | 2 | 1.6% |
| 無回答 | 13 | 10.1% |
| 合計 | 129 | 100.0% |

問4-6でbと答えた人
59 (45.7%)
(129人中)

問4-7の各選択肢回答数

| | | |
|-----|-----|------|
| a | 11 | 9% |
| b | 19 | 15% |
| c | 77 | 60% |
| d | 15 | 12% |
| 無回答 | 7 | 5% |
| 合計 | 129 | 100% |

【問5】その他

| | | | | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-----|--------|
| 問5-1. | 今年8月下旬から10月初めころまでにかけて、釜石大槌地区の仮設住宅で弁護士が無料法律相談をします。このような相談はどの程度あればいいと思いますか | 1 | 34 | 6.3% |
| | | 1~2 | 4 | 0.7% |
| | | 2 | 110 | 20.3% |
| | | 2~3 | 17 | 3.1% |
| | | 3 | 87 | 16.1% |
| | | 3~4 | 4 | 0.7% |
| | | 4 | 61 | 11.3% |
| | | 4~5 | 9 | 1.7% |
| | | 5 | 21 | 3.9% |
| | | 5~6 | 8 | 1.5% |
| | | 6 | 62 | 11.5% |
| | | 6~8 | 1 | 0.2% |
| | | 6~12 | 1 | 0.2% |
| | | 10 | 10 | 1.8% |
| | | 12 | 85 | 15.7% |
| | | 12~24 | 1 | 0.2% |
| | | 20~30 | 1 | 0.2% |
| | | 24 | 11 | 2.0% |
| | | 30 | 1 | 0.2% |
| | | 36 | 1 | 0.2% |
| 48 | 2 | 0.4% | | |
| 50 | 2 | 0.4% | | |
| 数回 | 7 | 1.3% | | |
| 希望があったときのみ | 1 | 0.2% | | |
| 合計 | 541 | 100.0% | | |
| 問5-2. | こうした巡回法律相談はいつ実施するのがいいですか | a. 平日昼間 | 167 | 28.6% |
| | | b. 平日夕方 | 54 | 9.2% |
| | | c. 土曜日曜日 | 336 | 57.5% |
| | | d. その他 | 27 | 4.6% |
| | | 合計 | 584 | 100.0% |
| 問5-3. | 法律事務所での相談については | a. 無料なら相談したい件がある | 264 | 42.6% |
| | | b. 有料でも相談したい件がある | 22 | 3.5% |
| | | c. 相談予定はない | 333 | 53.7% |
| | | 相談中 | 1 | 0.2% |
| | | 合計 | 620 | 100.0% |
| 問5-4. | 弁護士に法律相談や事件処理を依頼することについて障害となるものはありますか (※複数回答可) | a. 費用が高い | 347 | 41.9% |
| | | b. 敷居が高い | 160 | 19.3% |
| | | c. 世間体が悪い | 29 | 3.5% |
| | | d. 事務所の場所が遠い | 93 | 11.2% |
| | | e. 自分の周りに弁護士を利用した事のある人がいない | 151 | 18.2% |
| | | f. 自分で問題を解決したい | 27 | 3.3% |
| | | g. その他 | 22 | 2.7% |
| | | 合計 | 829 | 100.0% |
| 問5-5. | 弁護士などの専門家に聞きたいことはありますか (※複数回答可) | a. 住宅問題(借地) | 40 | 5.3% |
| | | b. 住宅問題(借家) | 42 | 5.6% |
| | | c. 住宅問題(その他) | 33 | 4.4% |
| | | d. 相続問題 | 82 | 10.9% |
| | | e. 離婚問題 | 21 | 2.8% |
| | | f. 不動産問題(登記) | 132 | 17.6% |
| | | g. 不動産問題(所有権) | 97 | 12.9% |
| | | h. 不動産問題(その他) | 9 | 1.2% |
| | | i. 税金問題(税の軽減や免除) | 117 | 15.6% |
| | | j. 税金問題(その他) | 1 | 0.1% |
| | | k. 事業に関する問題 | 19 | 2.5% |
| | | l. 女性特有の問題 | 4 | 0.5% |
| | | m. 高齢者問題(財産の管理) | 26 | 3.5% |
| | | n. 高齢者問題(介護) | 48 | 6.4% |
| | | o. 高齢者問題(医療) | 44 | 5.9% |
| | | p. 高齢者問題(その他) | 5 | 0.7% |
| | | q. 障害者問題 | 20 | 2.7% |
| r. その他の分野の問題 | 10 | 1.3% | | |
| 合計 | 750 | 100.0% | | |